議案第２９号

一般職の職員の給与に関する条例及び伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

国家公務員及び近隣他都市の公務員の給与その他の事情を考慮して，一般職の職員の給与の改定等を行うほか，所要の改正を行うため。

一般職の職員の給与に関する条例及び伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第４３８号）の一部を次のように改正する。

第１３条の３第２項第１号中「第３号」を「次項」に改め，同項第２号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り，「それぞれ次に」を「６６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め，同号アからスまでを削る。

第２３条の２第２項中「２０，２００円」を「７，７００円」に，「および」を「及び」に改め，「応じて」の右に「、並びに義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定める規則（令和７年兵庫県教育委員会規則第１４号）の校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

別表第２備考２中「７，７００円」を「１１，５００円を、その職務の級が５級である職員の給料月額は、この表の額に３，８００円」に改める。

別表第４の２ウ中

「

３級	1　消防局の主査、隊長及び副隊長の職務 2　消防署の係長の職務 3　消防署の警防隊長、救急隊長、救助隊長、出張所長及び副隊長の職務
４級	1　消防局の副主幹の職務 2　消防署の副主幹の職務 3　消防署の統括司令、警防司令、救急司令及び救助司令の職務

」

を

「

3級	1　消防局の主査の職務 2　消防局の救急隊長及び副隊長の職務 3　消防署の係長及び主査の職務 4　消防署の警防隊長、救急隊長、救助隊長、出張所長及び副隊長の職務 5　高度の知識経験に基づく実務指導及びこれに関連する業務の監理を行う職務
4級	1　消防局の副主幹の職務 2　消防局の指揮支援隊長の職務 3　消防署の副主幹の職務 4　消防署の統括司令、警防司令、救急司令及び救助司令の職務

」

に改め，同表6級の項中「次長」の右に「、室長」を加える。

（伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条　伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り，第15条の2を第16条とする。

第25条の2中「第15条の2第3項」を「第16条第3項」に改める。

付　則

（施行期日等）

1　この条例は，令和8年4月1日から施行する。ただし，第1条中一般職の職員の給与に関する条例第13条の3第2項第1号の改正規定，別表第2備考2の改正規定及び別表第4の2ウ6級の項の改正規定並びに次項の規定は，公布の日から施行し，第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第2備考2の規定（以下「新教育職加算規定」という。）は，令和8

年１月１日から適用する。

（給与の内払）

２　新教育職加算規定を適用する場合においては，第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第２備考２の規定に基づいて支給された給与は，新教育職加算規定による給与の内払とみなす。